

名張もみじ山荘 施設サービス利用料金表

(1) 介護保険給付対象サービス（基本介護サービス費）〔日額〕

(1 割計算)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 要介護度別 サービス利用料金	6,611 円	7,300 円	8,041 円	8,740 円	9,420 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,950 円	6,570 円	7,237 円	7,866 円	8,478 円
3. サービスに係る 自己負担額 (1-2)	661 円	730 円	804 円	874 円	942 円

【上記、基本サービスに加算される（加算される場合がある）その他介護サービス加算】

加算項目	内 容	金 額
看護体制加算 I	常勤の看護師を 1 名以上配置がある場合。	4 単位/日
看護体制加算 II	基準を 1 名以上上回る看護職員の配置がある場合。	8 単位/日
日常生活継続支援加算 II	介護福祉士：入居者数が、1：6 以上	46 単位/日
初期加算	入居日から 30 日間、または一か月を超える入院後の再入居の際も 30 日間加算されます。	30 単位/日
療養食加算	医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。	6 単位/回
外泊時費用	入院や外泊された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から 6 日間は（月をまたいで連続した場合は最長 12 日間）外泊時費用が自己負担となります	246 単位/ 日
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）	200 単位/ 回
看取り介護加算 I	死亡日 45 日前～31 日前の看取り介護 死亡日 30 日前～4 日前の看取り介護 死亡日前々日、前日の看取り介護 死亡日	72 単位/日 144 単位/日 680 単位/日 1280 単位/日
科学的介護推進体制加算 I	利用者ごとの心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスの見直し、必要な情報を活用した場合に算定されます。	40 単位/月
介護職員処遇改善加算 I	介護職員の処遇向上を目的に、厚生労働省の定める算定基準で一ヵ月毎に算定額を決定させていただきます。 (総単位数×8.3%×10.14 円/月額)	
介護職員等特定処遇改善加算 I	総単位数×2.7%×10.14/月額	

※1 単位 10.14 円

(注) 入居者様のサービスに応じて、各種加算が変更になる可能性があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階		①居住費	②食費
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・ 生活保護受給者 ・ 預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下	820 円	300 円
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の方 ・ 預貯金等が単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下	820 円	390 円
第3段階①	・ 世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 ・ 上記に該当し、年金収入+その他の合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の方 ・ 預貯金等が単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下	1,310 円	650 円
第3段階②	・ 世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方 ・ 上記に該当し、年金収入+その他の合計所得金額が 120 万円を超える方 ・ 預貯金等が単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下	1,310 円	1,360 円
第4段階	・ 上記以外の方	2,006 円	1,610 円

※1 居住費・食費の軽減を希望される方は、介護認定を受けている市町村の窓口に申請を行い、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて下さい。但し、ご本人及び同居家族の所得によっては「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられない場合もありますので、詳しくは市町村の窓口にてお尋ね下さい。

【 名張市：高齢障害支援室 伊賀市：介護高齢福祉課 宇陀市：長寿介護課 】

※2 入院・外泊時費用対象期間（入院日から7日目）を超えた場合（8日目から3ヵ月目）は、第1段階～第3段階の方の場合も居住費が一日当たり 2,006 円のご負担となります。

【その他のサービス】

① 事務管理費	預り金 出納管理費	500 円/月
② 理美容代		実費
③ レクリエーション・行事等		実費
④ 電気製品持込使用料	冷蔵庫	1,000 円/月
	テレビ	1,050 円/月
	その他	各 300 円/月
⑤ 日常生活用品		実費
⑥ 買い物代行料		200 円/1 回
⑦ 外出支援		スタッフ 1 名につき 500 円/30 分
⑧ エンゼルケア		1800 円
⑨ 通院時送迎		1,000 円/1 回（市内） 50 円/km（市外）
⑩ 遺留品の処分代		1,500 円

【名張もみじ山荘 施設サービス月額利用料金 早見表】〔30日のご利用として〕

施設サービス利用料金 = (1) 介護サービス自己負担額 (1割) + (2) 食費・居住費

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
自己負担額 + 食費・居住費 × 30日	第 1 段階	53,430 円	55,500 円	57,720 円	59,820 円	61,860 円
	第 2 段階	56,130 円	58,200 円	60,420 円	62,520 円	64,560 円
	第 3 段階①	78,630 円	80,700 円	82,920 円	85,020 円	87,060 円
	第 3 段階②	99,930 円	102,000 円	104,220 円	106,320 円	108,360 円
	第 4 段階	128,310 円	130,380 円	132,600 円	134,700 円	136,740 円

※ 1. 関係法令の改正や経済情勢の著しい変化及びその他やむを得ない事由がある場合に利用料の改定を行うことがあります。改定する際は、事前に改定内容及びその事由について、ご契約者及び身元引受人に通知いたします。

※ 2. 表示の利用料金は、目安での料金として提示させて頂いておりますので、詳しくは毎月の利用明細書でご確認ください。

平成 26 年 4 月 1 日 一部改定
 平成 27 年 4 月 1 日 一部改定
 平成 28 年 8 月 21 日 一部改定
 平成 28 年 9 月 23 日 一部改定
 平成 29 年 4 月 1 日 一部改定
 平成 30 年 4 月 1 日 一部改定
 令和 元年 9 月 1 日 一部改定
 令和 元年 10 月 1 日 一部改定
 令和 3 年 4 月 1 日 一部改定
 令和 3 年 4 月 17 日 一部改定
 令和 3 年 5 月 11 日 一部改定
 令和 3 年 8 月 1 日 一部改定